

# 遊漁船業Q&A

## 遊漁船業の定義について

### 1. 遊漁船業とはどのような業をいうのですか？

「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により、魚類その他の水産動植物を採捕させる事業と定義されています。

### 2. 体験漁業と呼ばれる形態も遊漁船業に該当しますか？

漁業者が利用者に、漁場で網揚げや漁具にかかっている水産動植物の網はずしを行わせる等の漁労、作業を体験させる、いわゆる「体験漁業」、「観光漁業」と呼ばれる行為についても、利用者の安全確保の観点から、遊漁船業に該当します。

### 3. 利用客を定置網や底引き網の漁船に乗せ、操業を見学させる場合は、遊漁船業に該当しますか？

単に操業状況を見学させるだけの場合は、遊漁船業に該当しません。

### 4. 貸しポート業は、遊漁船業に該当しますか？

「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場に案内し、水産動植物を採捕させる事業であるため、貸しポートのように、単に船を貸すだけで乗客に漁場に案内しない営業形態は遊漁船業に該当しません。

## 登録に関すること

### 1. 年に数回しか利用客を案内しない場合でも、登録を受ける必要がありますか？

営利を目的に反復継続の意思のもとで行う場合には、例え1回であっても営業行為と見なされるので、遊漁船業を営業する限り、回数に関係なく登録を受ける必要があります。

### 2. 遊漁船業者の登録は、一度行えばよいのですか？

登録の有効期間は5年と定められているため、営業を継続する場合は、5年ごとに登録を更新する必要があります。

### 3. 船舶を借りて遊漁船業を営む場合、船舶を貸した者と借りた者のいずれが遊漁船業者の登録を受ける必要がありますか？

遊漁船業を営む者が、使用する船舶の所有者であるか否かは問わないので、実際に、遊漁船業を営む者（この場合、船舶を借りた者）が、遊漁船業者の登録を受ける必要があります。

4. 営業所と遊漁船が異なる都道府県にある場合、どちらの都道府県に登録するのですか？  
営業所のある都道府県知事の登録を受ける必要があります。

5. 複数の営業所が異なる都道府県にある場合、どちらの都道府県に登録するのですか？  
営業所のあるそれぞれの都道府県知事の登録を受ける必要があります。

6. 個人である遊漁船業者の死亡により、相続人が事業を継続する場合、遊漁船業者の登録は相続人に継承することができますか？

できません。

相続人が事業を継承しようとする場合は、いったん相続人が故人の遊漁船業登録について廃業の届出を行った後、改めて相続人が遊漁船業者の登録を受ける必要があります。

7. 登録を受けずに遊漁船業を営んだ場合、どうなるのですか？

登録を受けずに遊漁船業を営んだ場合は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれが併科されます。

また、無登録営業で上記の罰則を受けた場合は、その刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年間は、登録を受けることができません。

## 登録の申請・変更・廃業の届出

### 【登録の手続き】

1. 登録を受けるためには、どのような手続きが必要ですか？

遊漁船業を営もうとする者は、営業者ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

また、登録を受けるためには、遊漁船業務主任者の選任、利用者の生命・身体に生じた損害を賠償する場合に備えた保険等にあらかじめ加入する必要があります。登録要件については、水産振興課 HP の[遊漁船業の登録申請](#)のページをご覧ください。

2. 登録申請には、どのような添付書類が必要ですか？

登録の申請の際には、申請書をはじめ、各種添付書類が必要になります。必要書類については、水産振興課 HP の[遊漁船業の登録申請](#)のページをご覧ください。

3. 漁船を使用する場合、添付書類のうち「船舶検査証書の写し」を漁船登録票に代えることはできますか？

漁船登録票に代えることはできません。

旅客定員や航行区域等、案内する漁場や損害賠償措置の確認等を行うため、漁船であっても船舶検査証書の写しが必要になります。

#### 4. 登録されると、登録票及びプレートが申請者に送付されるのですか？

登録票及びプレートは送付されません。

都道府県知事は、登録年月日、登録番号、登録の有効期間、登録更新も期限を記した「**通知書**」を送付します。

通知を受けた遊漁船業者は、**定められた様式の標識を自分で作成又は購入し**、営業所及び遊漁船に提示することになります。

所定の様式については水産振興課 HP の[遊漁船業の登録申請](#)のページをご覧ください。

#### 【変更の届出・更新】

##### 1. 変更届は、いつまでに都道府県に届出するのですか？

**変更があった日から30日以内に届出することになっています。**

届出をしなかった場合は、罰則規定があります。(100万円以下の罰金)。

##### 2. 損害賠償保険の保険期間は、通常1年ですが、保険が更新された場合や、てん補限度額が変更された場合は、変更届が必要になりますか？

損害賠償保険のてん補限度、保険期間は、登録事項となっており、登録簿に掲載されますので、契約期間が変更になった場合は、**変更届の届出が必要となってきます。**

##### 3. 登録の更新は、いつ頃まで行わなければならないのですか？

更新手続きは、**有効期間が満了する日の30日前まで**行わなければなりません

(例) 令和2年6月7日に新規登録された場合

登録の有効期間：令和7年6月7日(5年後の登録決定日)

更新申請の期限：令和7年5月7日

(有効期間満了日の前日から起算して一ヶ月前)

なお、登録の有効期間及び申請期限は、登録決定の際、遊漁船業者に送付する「通知書」に記載されています。

## 遊漁船業務主任者

### 1. 遊漁船業務主任者が行う業務は、どのようなものですか？

遊漁船業務主任者の主な業務として、次のようなものがあります。

- ① 遊漁船の航行中、あるいは採捕行為中の安全管理
  - 船上で利用客が安全に釣りをしているかどうかの確認
  - 乗下船の安全確認
- ② 漁場の選定  
良く釣れる漁場を選定するのではなく、気象や海の状況、漁場のルールを総合的に判断して利用者が安全な状態で釣りができる漁場を選定すること
- ③ 水産動植物を採捕するために必要な指導及び助言  
利用者に、大きさの制限、特定魚種の採捕禁止等の規制やルール、禁止の漁具や漁法などを知らせる
- ④ 事故が発生した場合などにおける連絡責任者との連絡  
事故等の緊急事態が発生した場合、連絡責任者に連絡を行う

### 2. 遊漁船業務主任者になるためには、特別な資格が必要ですか？

遊漁船業務主任者になるために必要な資格として、以下の3つが必要になります。

- ① 海技士(航海)又は小型船舶操縦士(1級又は2級)の免許をもっていること
- ② 遊漁船業に関し1年以上の実務経験を有する者、又は遊漁船業務主任者の指導のもとで1日5時間以上の日程で、10日間以上の実務研修を修了した者
- ③ 遊漁船業務主任者養成講習会を受講し、有効な受講修了証明証を受けていること

### 3. 遊漁船業務主任者の指導のもとでの実務研修は、どこが実施するのですか？

新たに遊漁船業務主任者になろうとする者が、自らいずれかの遊漁船業者（遊漁船業務主任者）に実務研修の実施を依頼することになります。

### 4. 遊漁船業務主任者は、遊漁船1隻ごとに乗船させなければならないのですか？

遊漁船業務主任者は、遊漁船の上で業務を行う者であるので、使用する遊漁船には、必ず遊漁船業務主任者を乗船させなければなりません。

例えば5隻の遊漁船を所有し、すべて同時に使用する場合は、少なくとも5名以上の遊漁船業務主任者を選任しておく必要があります。

### 5. 遊漁船業務主任者が異なる事業者のもとで遊漁船業務を行うことはできますか？

できます。

ただし、異なる事業者のもとで業務する際は、その事業者から遊漁船業務主任者として選任されていること必要となります。

## 遊漁船業務主任者養成講習会

### 1. 他県での受講はできますか？

遊漁船業務主任者養成講習会は登録申請と異なり、遊漁船業を希望する人はどこでも講習会の受講を申し込むことができます。なお、受講すると講習実施機関から受講修了証が交付されますが、この修了証は全国のどの都道府県でも有効に取り扱われます。

### 2. 海技免状等を持っていないのですが、講習の受講はできますか？

遊漁船業務主任者養成講習会は、遊漁船業務主任者の資格要件の一つに過ぎませんので、基本的には、免許等を持っていなくても受講することは可能です。

### 3. 講習会は一度受講すると、今後は受講しなくてもよいのですか？

遊漁船業務主任者養成講習会終了後、受講者には受講修了証明証が交付されますが、この修了証明証の有効期間は、交付を受けた年の5年後の12月31日までとなっています。そのため、今後も継続して遊漁船業務主任者の資格を得るためには、5年ごとに遊漁船業務主任者養成講習会を受講する必要があります。

## 業務規程

### 1. 業務規程は、登録を受けた後、いつまでに届出れば良いのでしょうか？

登録を受けたら、営業を開始するまでに届出を行ってください。

業務規程を届けずに営業を行った場合、100万円以下の罰金に処せられます。

### 2. 連絡責任者は、どのような人を配置するのですか？

連絡責任者は、事故等が発生した場合に海上保安部等に速やかに連絡を行い、迅速な救助、捜索活動を支援する役割を担っています。

そのため、遊漁船が運航している間は、事業所（営業所・自宅）において、関係機関と速やかな連絡が取れる必要があります、遊漁船を運航している船長及び遊漁船業務主任者は連絡責任者になることはできません。

## その他

### 【利用者名簿】

#### 1. 利用者名簿は、どこに備え置くのですか？記載する内容は？

営業所に備え置かなければなりません。

利用者名簿には、次の事項を記載しなければなりません

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 性別
- 4 年令
- 5 遊漁船の利用開始年月日及び終了予定年月日
- 6 案内する漁場の位置
- 7 緊急時における連絡先

利用者名簿の様式は特に定められていませんので、上記必要事項が満たしてある利用者名簿を適宜作成していただくことになります。

#### 2. 利用者名簿は、いつ作成し、どの程度の期間保存するのですか？

利用者名簿は、利用客が遊漁船に乗船し、出航するまでに備え置き、**利用終了の日から1週間保存しなければなりません。**

### 【標識の掲示】

#### 1. 遊漁船業者の登録を受けた後に掲示する標識は、どこに掲示したらよいですか？

標識については、営業所と遊漁船の「公衆の見やすい場所」に所定の様式のものを掲示する必要があります。

- ① 営業所に提示する遊漁船業者登録票  
営業所入り口付近の建物外部など、利用客だけでなく一般の目につきやすい場所  
(営業所を船宿等ではなく、ご自宅等に行っている場合も同様です)
- ② 遊漁船に提示する遊漁船業者登録票  
船室内など
- ③ 遊漁船登録プレート  
船体又は船橋の両側面など、海上の他の船舶からも確認しやすい場所

#### 2. 標識を掲示していない場合、罰則があるのですか？

営業所及び遊漁船に、決められた様式の標識を掲示していない場合、30万円以下の罰金が科されます。

その他、ご不明な点がある場合には、下記連絡先にお問い合わせ下さい。

Mail : sshinko@pref.aomori.lg.jp

TEL : 017-734-9594 FAX : 017-734-8166